

大野アルプスランド
指定管理者募集要項

令和6年5月
兵庫県猪名川町

目 次

1. 施設の設置目的及び管理運営方針	2
2. 募集の概要	3
3. 施設の概要	3
4. 指定管理者が行う管理基準	5
5. 指定管理者が行う業務の範囲	6
6. 施設の運営・管理に関する業務の内容	7
7. 指定管理業務に要する経費	8
8. 指定管理者と猪名川町の主なリスク分担	10
9. 申請に必要な資格	12
10. 募集スケジュール	14
11. 申請の手続き	14
12. 選定方法	16
13. 選定基準	17
14. 審査選定の除外	17
15. 選定結果	17
16. 指定管理者の指定	17
17. 協定書の締結	18
18. 指定の取り消し等	18
19. 業務の引き継ぎについて	19
20. その他	19
21. 参考資料	19
22. 問合せ先	19

大野アルプスランド指定管理者募集要項

猪名川町（以下「町」という。）では、大野^{おおの}アルプスランド（以下「同施設」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度を導入しており、地方自治法第244条の2第3項及び猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第12号）第2条の規定に基づき、令和7年4月から5年間にわたり施設の管理運営の業務を行う指定管理者を公募するものです。

町が策定する「大野山将来ビジョン」に基づき、同施設の設置目的を最大限に発揮できるプランとし、提案内容は従来の活用方法に限定せず、自由な発想で新たな提案を求めます。

なお、指定管理者の指定は議会の議決事項であるため、議決（令和6年9月予定）をもって決定します。

1. 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 施設の設置目的及び現状

同施設は、町最北端にある阪神地域トップクラスの標高を誇る大野山^{おおやさん}の山頂周辺を整備した自然共生型の施設です。豊かな自然の中にあるキャンプ場や天文台、山頂から見える景色や美しい星空など多くの魅力を有していることから、同施設を含め、麓一体としての大野山は町にとって欠かすことのできない観光資源となっています。昭和40年（1965年）に地元の柏原生産森林組合がキャンプ場を開設し、昭和60年（1985年）からは、町の施設として「自然について学び、心豊かな生活に触れられる場所」となることを目的に運営してきました。

近年では、道路の安全対策工事や駐車場の整備、トイレ棟・炊事場棟の改修工事など、施設を快適に利用いただけるよう整備を進めてきました。

今後においては更に、本町の観光振興や地域活性化を図るため、同施設にこれまでにない発想や新たな取組みを積極的に取り入れたいと考えています。そのため、既存の施設運営にとらわれず、新たな視点をもった提案を募集します。

(2) 管理運営方針

- ①公の施設の管理運営であることを認識し、利用者の平等な利用が確保できるよう努めること。
- ②地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させ、地域に親しまれるとともに利用者の満足度を高める運営を心掛けること。
- ③業務実施にあたっては、コスト意識をもって適正で効率的な運営を行うこと。
- ④ごみの減量、節電等環境に配慮した管理運営を行うこと。

- ⑤施設管理にあたっては、予防保全による維持管理を心掛けること。
- ⑥近隣・地域住民と良好な関係を維持し、地域の活性化に資する運営を心掛けること。

2. 募集の概要

- (1) 施設名称
大野アルプスランド
- (2) 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
- (3) 指定管理者の募集及び選定の方式
公募方式（選定委員会による意見聴取を経て、指定管理者候補法人等を選定）
- (4) 選定委員会の設置
委員構成（学識経験者、弁護士、公認会計士又は税理士、住民、企画総務部長）
- (5) 審査結果等の通知
審査結果は、申請書を提出した応募者に対して速やかに通知
- (6) 協定の締結
町は、議会の議決（指定管理者として指定）後に協定を締結
- (7) 事務局
猪名川町 企画総務部 企画政策課 広報戦略室
〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1-1
電話番号 072-766-8707
Eメール inakanko@town.inagawa.lg.jp

3. 施設の概要

- (1) 所在地 兵庫県猪名川町柏原字尾野ヶ嶽1番地の1
- (2) 敷地面積 約95,000 m²
- (3) 施設内容

ア 猪名川天文台	165.34 m ² （延床面積）
イ 展示実習施設（展示小屋）	137.22 m ² （延床面積）
ウ 休憩棟（避難小屋）	100.28 m ² （延床面積）
エ トイレ棟（男女別）	41.89 m ² （延床面積）
オ 上水設備（上水道給水施設・貯水施設含む）	
カ 野外ステージ（森のステージ）	
キ グラウンド	約1,800 m ²
ク キャンプ場エリア（炊事場棟を含む）	約36,500 m ²

ケ 遊歩道・あじさい園・散策道（岩めぐり）

コ 駐車場 56台 約 1,500 m²

サ 学童きこ園・椎茸展示林エリア 約 13,000 m²

(4) 竣工時期

ア キャンプ場 昭和 40 年（1965）

イ 休憩棟（避難小屋） 昭和 62 年（1987）

ウ 展示実習施設（展示小屋） 昭和 62 年（1987）

エ 天文台 平成 14 年（2002）

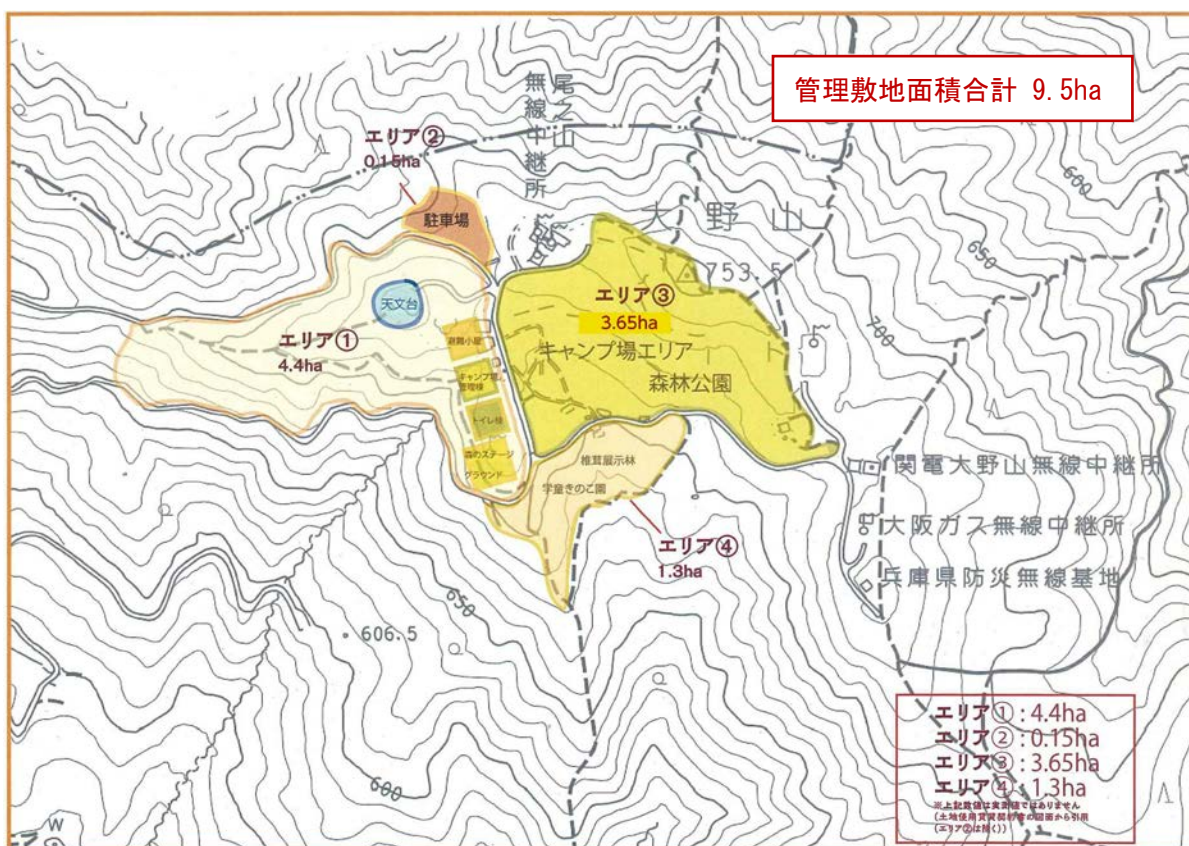
オ 恋人の聖地モニュメント 令和 2 年（2020）

カ 上水設備 令和 2 年（2020）

キ 炊事場棟 令和 3 年（2021）

ク トイレ棟 令和 3 年（2021）

【大野アルプスランド内 位置図】 ※別添資料あり



4. 指定管理者が行う管理基準

(1) 基本方針

- ア 豊かな自然の特性を生かし、町民の健全な心身を養うとともに、観光の推進と地域の振興に寄与すること。
- イ 利用者が快適に施設を利用できるよう、利便性の向上等、利用者の立場に立った適性で柔軟な運営を行うこと。
- ウ 利用者の安全性の確保に留意しながら、施設の設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。
- エ 多彩な自主事業の開催等によって、利用者サービスの向上を図り、さらなる集客につなげるために、民間のノウハウを活用すること。

(2) 利用可能日・利用時間等

施設名	利用可能日	利用時間
猪名川天文台	木・金・土・日・祝祭日	13：30～21：30
キャンプ場	(12月29日から1月3日 除く) ※冬場の大雪の影響等により 道路及び施設を閉鎖する 場合あり	日帰り 11：00～17：00 宿泊 14：00～翌日10：00
キャンプ場受付	場合あり	10：00～17：00
駐車場	年中	

※利用可能日・利用時間等については、大野アルプスランドの設置及び管理に関する条例施行規則に定めるもので、それ以外の日時については、申請者の提案（利用可能日の拡充や自主事業の実施等）により変更も可能です。より充実した管理運営方法を提案し、利用可能日等の変更の提案を行う場合には、それに伴う収支の増加も考慮してください。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行にあたって次に掲げる関連法令等を遵守し、利用者の安全性・快適性及び業務に従事する労働者の労働環境を考慮した管理運営としてください。

- ア 大野アルプスランドの設置及び管理に関する条例（以下「大野アルプス条例」という。令和7年4月1日施行内容による。）、同条例施行規則
- イ 猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例、同条例施行規則
- ウ 地方自治法、同法施行令、猪名川町行政手續条例ほか行政関連法規

- エ 消防法ほか施設維持設備保守点検に関する法規
 - オ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法ほか労働関係法規
 - カ 公益通報者保護法
 - キ 個人情報の保護に関する法律、猪名川町個人情報の保護に関する法律施行条例、猪名川町情報公開条例
 - ク 猪名川町暴力団排除に関する条例
 - ケ 猪名川町立施設等に設置する防犯カメラの設置及び運用に関する要綱
 - コ その他関係法令・法規・通知・要領等
- ※町条例・規則については、町ホームページに掲載

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者が業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護規程等(個人情報の保護に関する法律および町個人情報の保護に関する法律施行条例に準じるもの)を定め、個人情報保護に必要な措置を講じること。

(6) 情報公開

指定管理者が業務の遂行にあたり作成又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、情報公開規程等(町情報公開条例に準じるもの)を定め、情報公開に努めるものとする。

(7) 文書の管理・保存

指定管理者が業務の遂行にあたり作成又は受領した文書等は、関係法令に則った文書管理規定等を定め、適正に管理・保存すること。また、指定期間終了時に町の指示に従い、引き渡すものとする。

(8) 守秘義務

指定管理者が業務遂行にあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己利益のために使用してはならない。指定期間が終了した後も同様のものとする。

(9) その他

当該施設の管理運営にあたり、新たに人員を雇用する場合は、地域住民の雇用を促進すること。

5. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は同施設の設置目的を達成するため、次の業務を行うものとします。

- (1) 森づくりを通して森林保全事業に関すること
- (2) 天文に関する知識の普及、天体観測の指導に関すること
- (3) 野外活動、レクリエーション活動の普及に関すること
- (4) 豊かな自然環境を活かした観光高揚に関すること

- (5) 自然体験の振興に関すること
- (6) その他、同施設の目的達成するために必要な業務

6. 施設の運営・管理に関する業務の内容（詳細は別添「業務仕様書」を参照）

- (1) 施設の運営に関すること
 - ア 受付、案内に関する業務
 - イ 施設の利用許可に関する業務
 - ウ 施設の利用料金の徴収に関する業務
 - エ 施設の利用料金の減免処理に関する業務
 - オ 施設利用に伴う付属設備等の使用受付、貸出及び維持管理に関する業務
 - カ 施設の利用者に対する指導、助言に関する業務
 - キ その他、運営に関する業務

- (2) 施設の維持管理に関すること
 - ア 施設及び設備の保守点検に関する業務
 - イ 施設の修繕に関する業務
 - ウ 清掃に関する業務
 - エ 備品等の管理業務
 - オ その他の維持管理業務

(3) 自主事業

指定管理者は、上記に定める業務以外に、同施設の設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、事前に町と協議のうえ、自主事業を実施することができます。自主事業により生じる収入は、指定管理者の収入となります。自主事業の実施を予定している場合は、内容等について「様式3-3自主事業計画書」に記載して提出してください。

ただし、この事業は指定管理業務に含まれないため、事業を行うために、指定管理料を充てることはできません。また、必要に応じ別途使用許可や使用料が必要な場合があります。自主事業による収益金については原則として、指定管理者の収入としますが、施設管理費に充てることもできます。その場合は、収支予算書「自主事業収入」欄に金額を記載し、備考欄に自主事業収益金充当であることを示し提案してください。

(4) その他の業務

- ア 収支決算書及び業務報告書等の作成及び町への報告
- イ 緊急、防犯、防災マニュアル等の作成及び訓練等
- ウ 経理規定等（関係法令等に準じるもの）を作成し経理事務を行う
- エ 指定期間終了にあたっての引継ぎ事務

オ 町からの求めに応じ、随時関係資料の提出

カ 令和7年3月31日以前において、既に申し込みのあった施設利用等が決定している事業については、原則として現在の指定管理者から業務を引き継ぐこととします。

7. 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 利用料金収入

利用料金の設定については、町の大野アルプス条例に定める使用料の範囲内で、指定管理者が設定することとなり、町長の事前承認が必要です。

【参考 使用料表】

区分		使用料	
		町内居住者	町外居住者
天文台		300円 (中学生以下は無料)	400円 (中学生以下は200円)
キャンプ場	日帰り (1区画 1日当たり)	1区画1日につき500円に1人当たり600円(中学生以下は400円)を加算した額とする。	1区画1日につき1,000円に1人当たり1,200円(中学生以下は800円)を加算した額とする。
	宿泊 (1区画1泊当たり)	1区画1泊につき1,000円に1人当たり600円(中学生以下は400円)を加算した額とする。	1区画1泊につき2,000円に1人当たり1,200円(中学生以下は800円)を加算した額とする。

備考 1 就学前の者は、無料とする。

2 伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市の居住者についても町内居住者と同様に取り扱う。

※利用料金収入の増加など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金は、原則、精算による返還を求めません。また、利用料金収入の減少などにより不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。なお、諸規定に基づき利用料金を減免した場合による減収については指定管理料に当該減収分を見込むものとし、補填等の措置は行いません。

イ 指定管理料（町が負担する経費）収入

ウ 指定管理者が実施する自主事業の実施に伴う収入

自主事業の参加料等の収入については、指定管理者の自主財源となります。

(2) 指定管理料

ア 指定管理料の内容

施設運営・管理に要する経費

- ①施設及び設備の維持管理経費（光熱水費、施設等の保守管理費等）
- ②施設の維持管理に係る人件費
- ③事務費等

イ 指定管理料の金額

事業計画書に記載された収支予算等の金額をもとに、町の予算の範囲内で町と指定管理者との間で協議のうえ決定します。

- ①町は、当該施設の維持管理運用経費から同施設運用収入を減じた額として提案された金額を基に指定管理者と協議し、指定管理料として支払う。

指定管理料＝施設維持管理運用経費－施設運用収入（利用料金収入）

- ②指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、提案のあった指定管理料の範囲内で指定管理者と協議のうえ、協定書において定めるものとする。
- ③実績額が提案額より上回ることになっても補填はしない。

なお、指定管理業務に関する予算の範囲として、当該施設については次の金額を上限としています。

5年間総額 最大上限金額	40,000,000 円
--------------	--------------

ウ 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日～翌年3月31日まで）ごとに指定管理者の請求に基づき分割して支払います。支払時期や額等については協定書等により定めます。

(3) 自主事業に係る経費

自主事業実施に係る経費については、原則、指定管理者の負担となります。ただし、自主事業実施に係る人件費については、指定管理者が行う管理基準の基本方針に基づいているものであれば、指定管理料に含まれる人件費の範囲内で充当することは可能です。また、参加料等を徴収し、自主財源で実施することも可能です。

(4) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うにあたり、自身の団体と分離した会計帳簿書類、経理規定及び管理口座を設け、町の要求がある場合は、経理書類を開示していただきます。また、町による監査業務を受けられるような体制を整えてください。

(5) 留意事項

ア 修繕については、原則、町の負担とします。ただし、軽微な修繕（10万円

未満)で指定管理者の予算の範囲内で行う修繕はこの限りではありません。なお、指定管理料には修繕費50万円/年が含まれているため修繕費に残額が発生した場合は、町に返還するものとします。

イ 備品については、原則、町が購入します。また、指定管理者が新しい備品を購入・配備することも可能ですが、町の備品と区別がつくように登録・管理してください。なお、当該備品については、指定期間終了後は指定管理者が処分してください。

ウ 指定管理者が指定期間内に新設した諸設備について、修繕・撤去する場合における経費は、原則指定管理者の負担とします。諸設備は指定期間終了までに指定管理者が撤去し、元の状態を復元のうえ明け渡してください。ただし、町が諸設備について継続使用したいものがあり、指定期間終了時の半年前から事前協議を行い、町と指定管理者が合意した場合は、町へ無償譲渡することとします。

8. 指定管理者と猪名川町の主なリスク分担【リスク分担表】

項目	内容	指定管理者	町
設置目的・運営方針	同施設の設置目的及び管理運営方針の設定、変更	—	○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等変更	—	○
	指定管理者に影響を及ぼす法令等変更	—	○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更	—	○
	一般的な税制変更	○	—
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増	○	—
需要の変動	来場者の減少	○	—
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保	○	—
	指定管理料の支払遅延(町→指定管理者)によって生じたもの	—	○
施設の運営・維持管理	施設の運営、施設内設備・備品の維持管理、消耗品・備品の購入	○	△
運営リスク	不可抗力に伴う臨時休場等 ※不可抗力とは、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他町や指定管理者の責めに帰すことが	—	○

	できない自然的または人為的な現象を指す。以下、同様とする。		
	施設の立地的に想定される暴風雨（台風含む）や降雪による臨時休場等	○	－
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休場等	○	－
	地域との協調	○	－
	施設管理や業務内容に対する住民及び来場者からの要望及び苦情への対応	○	△
施設、設備、備品等の 損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	－
	施設の大規模改修、修繕（1件あたり10万円以上）	－	○
	施設の小規模修繕（1件あたり10万円未満）	○	△
	不可抗力に伴う10万円以上の修繕等	－	○
	蛍光灯の交換等、通常管理における必要なもの	○	－
	第三者行為によるもので相手が特定できないもの（大規模、1件あたり10万円以上）	－	○
	第三者行為によるもので相手が特定できないもの（小規模、1件あたり10万円未満）	○	－
災害復旧	災害が起こった場合の復旧作業等	△	○
利用者等への 損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	○	－
	個人情報の漏洩により損害を与えた場合	○	－
	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	○	－
	上記以外のもの	協議事項※	
協定間の 損害賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	－
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償	－	○
保安	警備の不足による情報漏洩や犯罪・事故の発生	○	－
広報	施設の運営及び自主事業等に関する広報・周知	○	○
書類の誤り	管理業務仕様書等町が責任を持つ書類の誤りによるもの	－	○

	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	—
指定管理終了時の費用	指定管理期間が終了したとき又は期間の途中において業務を停廃止した場合における指定管理者の撤収費用（原状復帰経費を含む）	○	—

※ 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

※ 指定管理者は、業務実施により発生する可能性がある利用者等への損害賠償責任等に備えて、自身で賠償保険に加入してください。また、国家賠償法第1条または第2条の規定により町が第三者に損害を賠償した場合は、町が求償権を行使する場合があります。なお、指定管理者が支払う保険料は収支予算書の支出の箇所に記入してください。

※ 施設の構造物の欠陥上、生じた損害は町の全国町村会総合賠償補償保険において対応しますが、指定管理者の管理運営上の瑕疵により生じた損害は、指定管理者が加入する保険において対応してください。

（町の全国町村会総合賠償補償保険内容）

てん補限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円
	免責金額	1事故につき	なし

9. 申請に必要な資格

法人又は団体（以下「法人等」という。）が対象で、法人格の有無を問わない。ただし、個人は対象とならない。

- (1) 単独の法人等で申請する場合、兵庫県又は大阪府、京都府内に本社・支社・営業所等を有し、業務に関し判断、指揮命令権のある者が常に所在していること。
- (2) 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合、次のすべての条件に該当するものとする。
 - ①連合体で申請する場合には、グループの名称を設定しなければならない。
 - ②連合体を構成する法人等（以下「連合体構成法人等」という。）の数は2以上とし、それら連合体構成法人等の中から代表する法人等を選出しなければならない（代表となる法人等または構成団体の変更は、原則不可）。
 - ③連合体構成法人等のいずれも上記(1)と同様の条件を満たすこと。

※連合体の構成員は、他の連合体の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (4) その他の資格
- ①大野アルプス条例、同条例施行規則、大野山将来ビジョンに基づき、施設の管理運営業務を円滑に遂行できるものであること。
 - ②本施設の管理運営にあたっては、地方自治法、猪名川町条例等による制約を受けるなど、責任義務等が生じる旨を了承できること。
 - ③宗教活動及び政治活動を目的としていないこと。
 - ④法人等（法人格を有していない団体にあつてはその代表者）が次に掲げる税を滞納していないこと。
 - ・所得税又は法人税
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・本町の町税（町に対して納税義務がある場合に限る。）
 - ⑤団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ⑥団体又はその代表者、役員並びにその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
 - ⑦団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
 - ⑧団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
 - ⑨団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる指定暴力団又はその構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。
 - ⑩地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
 - ⑪猪名川町から指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑫県・市町等を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
 - ⑬類似施設の運営実績、公共施設の運営実績又はこれに準ずる運営実績を有している場合は「様式2-2」に記載すること。ただし、施設の維持管理業務のみの実績は除く。

10. 募集スケジュール

	内容	スケジュール (予定)
1	募集要項の配布	令和6年5月20日(月)～7月1日(月)
2	応募書類の受付	
3	現地見学会参加受付	令和6年6月3日(月)まで
4	現地見学会	令和6年5月27日(月)～6月7日(金)の平日で調整(希望者のみ)
5	質問書受付	令和6年5月20日(月)～6月10日(月)
6	質問書回答	令和6年6月17日(月)までに質問者に回答及び町ホームページに掲載(予定)
7	選定委員会による審査 (書類及びヒアリング審査)	令和6年7月19日(金)までに開催予定 日時が決定次第、別途通知
8	選定結果	令和6年7月26日(金)までに結果を通知(予定)
9	指定管理者候補者の決定	令和6年度9月定例議会
10	指定管理者の指定の告示	令和6年9月(予定)
11	基本協定の締結	議決後、速やかに基本協定書を締結
12	指定管理者による業務開始	令和7年4月1日

11. 申請の手続き

(1) 募集要項及び業務仕様書の交付方法及び交付期間

令和6年5月20日(月)～7月1日(月)までの間に、町ホームページからダウンロードして入手するものとする。

(2) 現地見学会等(希望者のみ)

現地見学会は令和6年5月27日(月)～6月7日(金)の間に調整します。事務局へ6月3日(月)までに現地見学会申込書(様式5)を電子メールにより提出し、日時をあらかじめ調整してください。なお、電子メールの表題は「大野アルプスランド指定管理者現地見学会申込」としてください。

また、現地調査等を行う場合は、近隣住民や通行人、施設利用者のプライバシー等に十分配慮してください。現地調査等において不適切な対応等により問題が発生した場合、失格とすることがあります。

(3) 質疑の受付

募集要項及び業務仕様書の内容等に質疑がある場合、次のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和6年6月10日(月) 17時30分まで

イ 提出書類

質問書（様式4）

ウ 提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。なお、電子メールの表題は「大野アルプスランド指定管理者募集に関する質問書」とすること。

エ 回答

質問を受付後、令和6年6月17日（月）（予定）までに質問者に電子メールで回答するとともに、町ホームページで提示する。

(4) 申請書類の受付期間及び提出先等

ア 申請書類の受付期間

令和6年5月20日（月）～7月1日（月）17時30分まで

イ 提出方法

①提出先

猪名川町企画政策課広報戦略室（本庁舎2階企画政策課窓口）

②提出部数

正本1部、副本10部 ※提出していただいた書類等は返却しません。

③提出方法

郵送（期限必着）又は持参

※申請書類は、A4判で統一し、ページ数をつけて提出してください。

※正本については、事業者名及び代表企業名をつけ、副本については、住所、会社名、氏名等提案事業者を特定できる記載を付さないこと。

【提出書類一覧】

提出書類		備考
1	指定管理者指定申請書 様式1-1または1-2	・単独の法人で申請する場合 様式1-1 ・連合体で申請する場合 様式1-2
2	連合体結成にかかる協定書またはこれに相当する書類	・連合体で申請する場合のみ提出。様式は任意。 ・連合体の構成員、代表者、出資比率、組織運営に関する事項等を記載したもの。
3	法人等の概要 様式2-1	・連合体で申請する場合は全ての構成団体が提出
4	法人等の事業計画書及び収支予算書	・指定申請日の属する事業年度のもの ・法人以外の団体は、これらに相当する書類 ・連合体で申請する場合は全ての構成団体が提出
5	役員の名簿及び履歴書	・法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類 ・連合体で申請する場合は全ての構成団体が提出

6	定款又は寄附行為及び法人の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類 ・連合体で申請する場合は全ての構成団体が提出
7	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・提出日において発行の日から3月以内のもの ・連合体で申請する場合は全ての構成団体が提出
8	法人税申告書の写し、貸借対照表、事業報告書及び収支計算書又は損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請日の属する事業年度の前年度のもの ・納税義務者以外の団体にあつては、これらに相当する書類 ・連合体で申請する場合は全ての構成団体が提出
9	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3年度分（その3年とも法人税と消費税及び地方消費税の未納がないことの証明） ・納税義務が無い場合は、その旨を記載した申立書 ・連合体で申請する場合は全ての構成団体が提出
10	類似施設及び公共施設の運営実績	様式2-2（実績がある法人等のみ提出）
11	管理運営に関する計画書 様式3-1から3-8 ※令和7年度～令和11年度までの5年度分	<ul style="list-style-type: none"> ①事業計画書、②収支計画書、③自主事業計画書、④人員配置等の体制、⑤配置する職員に対する研修計画、⑥集客促進策、⑦危機管理対策、⑧その他の提案 ・指定期間を通じての計画の場合は、各年度の計画は不要。指定期間を通じての部分と、毎年度見直すべき部分とは適切に区分してください
12	パンフレット等	<ul style="list-style-type: none"> ・組織、運営及び事業概要がわかるもの
13	猪名川町暴力団排除条例施行規則第3条に係る様式第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号 ・誓約書及び団体の役員名簿 ・連合体で申請する場合は全ての構成団体が提出
14	選定結果通知用封筒一式	<ul style="list-style-type: none"> ・角型2号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（280円）を貼付したもの

12. 選定方法

(1) 資格審査

申請書類の提出後、申請資格要件について、町において書類審査を行います。

(2) 選定委員会

指定管理者候補法人等の選定を公平かつ適正に行うため、選定委員会を設置し、申請書類等の審査を行います。

(3) 選定方式

申請者に対するヒアリングを行い、総合的に審査し指定管理者候補法人等を選定します。

(4) ヒアリング

ヒアリングは、応募内容（事業計画）を確認し、自主的な提案事業等の説明を受けるために行います。ヒアリングを行う場所、出席人数、実施時間等については、応募者全員に後日連絡します。

13. 選定基準

指定管理者候補法人等は、猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条に規定する次の基準を基本として、公平かつ適正に審査し選定します。また、大野アルプスランド指定管理者選定評価表（別紙）に基づき選定します。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減がはかれるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

14. 審査選定の除外

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査選定の対象から除外します。

- (1) 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは、選定委員会委員に個別に接触した場合
- (2) 複数の事業計画等を提出した場合
- (3) 申請書類の受付期間に所定の書類が整わなかった場合
- (4) その他不正行為があった場合

15. 選定結果

指定管理者候補法人等の選定後、選定結果を申請した法人等に速やかに文書で通知します。

16. 指定管理者の指定

指定管理者候補法人等として選定された者は、議会の議決を経て指定管理者として指定します。ただし、指定申請以降に、「11. 申請に必要な資格」に掲げる要件のい

れかを満たさないこととなった場合、又は「16. 留意事項」に掲げる要件等に該当することが判明した場合、著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合等には、指定をしないことがあります。

17. 協定書の締結

議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、協定書を締結します。協定書は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定書」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年次協定書」に分けて締結します。

協定書の主な項目については、次のとおりです。

(1) 基本協定書

- ア 業務内容に関する事項
- イ 管理物件に関する事項
- ウ 指定期間に関する事項
- エ 施設の使用許可等に関する事項
- オ 情報公開の推進に関する事項
- カ 個人情報の保護に関する事項
- キ 利用料金に関する事項
- ク 危機管理に関する事項
- ケ 事業計画及び業務報告に関する事項
- コ 指定の取り消しに関する事項
- サ その他、施設の管理において必要と認める事項

(2) 年次協定書

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に町が支払う指定管理料に関する事項
- ウ その他町が必要と認める事項

18. 指定の取り消し等

(1) 指定の取り消し

指定管理者が履行した内容が本町の求める水準を著しく下回ったとき、又は社会的信用を失う等指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して町は賠償しません。また、取り消しに伴い町に生じた損害について、指定管理者は賠償しなければなりません。

(2) 原状回復措置

指定期間が満了し、継続して指定管理者の指定を受けていないとき又は指定の

取り消しにより指定管理者の指定が終了となる時は、町が認めるものを除き、原状回復措置を行っていただきます。なお、これに係る費用請求はできません。

19. 業務の引き継ぎについて

(1) 指定管理業務の開始にあたっての引継ぎ

指定管理者に新たな法人等が指定された場合は、業務開始までの期間、業務内容等について、現行の指定管理者から引継ぎを行うこととします。なお、引継ぎに係る新たな指定管理者の人件費等の経費は、指定管理者に指定された法人等の負担とします。

(2) 指定期間終了時の引継ぎ

指定管理者は、指定管理期間が終了するにあたって、新たな指定管理者が指定された場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供することとします。

20. その他

- (1) 提出された申請書類等は、全て返却しません。
- (2) 提出された申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。
- (3) 提出された申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 提出された申請書類等は、猪名川町情報公開条例に規定する公文書に該当し、本町の公文書の公開請求の対象となります。また、提出された指定管理者に係る事業計画書を当該条例に基づき公表することがあります。
- (5) 申請に関して支出した費用や提供したノウハウの対価等については、一切補償しません。
- (6) 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。

21. 参考資料

- (1) 大野アルプスランド指定管理者業務仕様書
- (2) 資料集（資料1～8）
- (3) 大野山将来ビジョン

22. 問合せ先

猪名川町企画総務部企画政策課広報戦略室 観光担当 佐茂、宮田
〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1
電話番号 072-766-8707
Eメール inakanko@town.inagawa.lg.jp